

山口県高病原性鳥インフルエンザ対策連絡会議

と き：平成22年12月17日（金）

午後4時～

ところ：漁業調整委員会室（10階）

1 あいさつ

2 協議事項

- (1) 富山県の家きん以外の鳥類における高病原性鳥インフルエンザ疑い事例について
- (2) 国内外の高病原性鳥インフルエンザの発生状況について
- (3) 本県の対応について
- (4) その他

お知らせ

平成 22 年 12 月 17 日

農 林 水 産 省

富山県の家きん以外の鳥類における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例について

昨日、富山県の動物園で飼養されていたコブハクチョウ 2 羽が死亡し、うち 1 羽が県の簡易検査の結果、高病原性鳥インフルエンザに感染している疑いがあることがわかり、現在、県で検査中です。

概要は、以下の通りです。

1. 動物園の概要

高岡古城公園動物園（市営）

所在地：富山県高岡市古城 1－6

飼養状況：ハクチョウ等計 160 羽

2. 経緯

- (1) 昨日午前 8 時、動物園が、コブハクチョウ 2 羽が死亡していることを確認し、当該 2 羽の死体を富山県の家畜保健衛生所に持ち込み、富山県が検査を実施。
- (2) 午前 11 時、インフルエンザの簡易検査で 2 羽中 1 羽の陽性を確認。
- (3) 富山県においてリアルタイム PCR 検査及びウイルス分離検査を実施していますが、ウイルス量が少ない等のため、検査に時間がかかっているところ。
- (4) 高岡市では、念のため、動物園を閉園とする方針。
- (5) なお、仮に高病原性鳥インフルエンザと確認されたとしても、コブハクチョウは、家きんではなく、家畜伝染病予防法に基づく殺処分や移動制限は行われません。

(6) 防疫指針上、同法の規制対象である家きん以外の鳥類で強毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合は、監視区域の設定及び周辺農場の立入検査を行うこととされています。富山県は、既に周辺の半径 10km 以内の家きんの飼養農場に聞き取り調査を実施し、特段の異常がないことを確認しています。

3. その他

- (1) 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局 動物衛生課

担当者：伏見、山野

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

2 国内外の高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

(1) 国内の発生状況

◆高病原性鳥インフルエンザの家きん分離事例

平成16年 1月	: 山口県、 1農場、 約 3万羽 (採卵34,640羽)
2月	: 大分県、 1農場、 14羽 (チャボ13羽、アヒル1羽)
2・3月	: 京都府、 2農場、 約 24万羽 (採卵225,325羽、肉用14,996羽)
平成17年 6月～翌1月	: 茨城県、 40農場、 約568万羽 (採卵5,682,640羽)
8月	: 埼玉県、 1農場、 約 10万羽 (採卵97,938羽)
平成19年 1月	: 宮崎県、 3農場、 約 16万羽 (種鶏12千羽、肉用53千羽、採卵93千羽)
1月	: 岡山県、 1農場、 約 1万羽 (採卵12千羽)
平成21年 2・3月	: 愛知県 7農場 約160万羽 (ウズラ1,596千羽)
平成22年12月	: 島根県 1農場 約 2万羽 (採卵21,549羽)

◆野鳥及び糞便からの分離事例

平成16年 3月	: 京都府・大阪府、	ハシブトガラス
平成19年 3月	: 熊本県、	クマタカ
平成20年 4月	: 秋田県	オオハクチョウ
4・5月	: 青森県	オオハクチョウ
5月	: 北海道 (2ヶ所)	オオハクチョウ
平成22年10月	: 北海道	カモの糞便

(2) 島根県における発生

◆ 発生状況

- ① 発 生 日 : 平成22年11月29日に疑似患畜を確認し、12月1日に患畜に決定
- ② 発生場所 : 島根県安来市
- ③ 発生農場 : 採卵鶏農場(成鶏18,085羽、育雛3,464羽)
- ④ 発生状況 : 農場主が朝5羽の死亡を確認、同日夜さらに30羽の死亡を確認
- ⑤ 検査結果 : H5N1亜型 (病原性 : 強毒タイプ)

◆ 国及び島根県の対応状況

- ① 移動制限 : 12月1日に半径10kmの区域を設定
- ② 防疫措置 : 発生農場の全ての鶏(21,549羽)は、12月4日までに殺処分、焼却され、12月5日に防疫措置終了
- ③ 清浄性確認検査 : 12月12日までの検査で陰性を確認
- ④ 移動制限の解除 : 12月27日午前0時を予定

(3) 海外の発生状況

◆平成22年12月3日時点で世界59カ国・地域において発生報告

欧州(11)	ロシア、ウクライナ、イタリア、ルーマニア、アルバニア、チェコ、オランダ、セルビア・モンテネグロ、ポルトガル、英国、ドイツ
中欧アジア(1)	アフガニスタン
東アジア(7)	中国、香港、マカオ、台湾、モンゴル、北朝鮮、韓国
東南アジア(7)	ベトナム、インドネシア、ラオス、カンボジア、タイ、マレーシア、ミャンマー
南アジア(7)	パキスタン、インド、アフガニスタン、バングラデシュ、イラン、ネパール、ブータン
西アジア(9)	イラク、イスラエル、ヨルダン、パレスチナ自治区、クウェート、トルコ、サウジアラビア、アゼルバイジャン、レバノン
アフリカ(13)	ナイジェリア、南アフリカ、ジンバブエ、エジプト、ニジェール、カメルーン、スーダン、コートジボワール、ブルキナファソ、シエラレオネ、ガーナ、トーゴ、ベナン
南北アメリカ(4)	カナダ、メキシコ、ドミニカ共和国、ハイチ共和国

◆平成20年以降韓国における高病原性鳥インフルエンザ発生

平成20年 4月 2日～5月12日	強毒タイプ(H5N2亜型)発生 (採卵鶏、アヒル)
10月 6日	弱毒タイプ(H5N2亜型)発生 (種アヒル)
12月29日	弱毒タイプ(H5N2亜型)発生 (アヒル)
平成21年12月13日	弱毒タイプ(H7N2亜型)発生 (アヒル)
12月25日	弱毒タイプ(H5N2亜型)発生 (カモ)
平成22年 5月20日	弱毒タイプ(H7N7亜型)発生 (アヒル)
10月18日	弱毒タイプ(H7N7亜型)発生 (鶏、アヒル等)
11月 4日	弱毒タイプ(H7N6亜型)発生 (アヒル等)

3 本県の対応について

(1) 動物園等のふれあい施設への指導

- ① 異常鳥の有無の確認
- ② 異常発見時の早期通報の徹底
- ③ 消毒及び飼養衛生管理の徹底

(2) 家きん飼養農場への注意喚起

- ① 本病の疑い事例の確認についての情報提供
- ② 飼養する家きんの異常の有無を確認
- ③ 野鳥の侵入防止、消毒実施等の防疫対策を再徹底するよう指導
- ④ 異常があれば、直ちに家畜保健衛生所へ通報するよう要請

(3) 監視体制の堅持

モニタリング検査及び報告徴求等を継続実施し、監視体制を堅持

①モニタリング検査

	本県の対象農場	国の基準
定点モニタリング検査 効果的なモニタリングのため 3鶏種毎から(採卵、ブレイク、その他)1農場選定	対象：現行(13農場)+その他 1農場 戸数：14農場 頻度：月1回	対象：3農場/家保 戸数：12農場 頻度：月1回
強化モニタリング検査	対象：100羽以上全家きん飼養農場 戸数：104農場 頻度：年2回	対象：100羽以上全家きん飼養農場より抽出 戸数：最大約30農場 頻度：年1回

②報告徴求

	本県の対応	国の基準
報告徴求	対象：100羽以上の家きん飼養農場 頻度：毎月1回死亡状況を報告 (現在、監視体制強化中であり、週1回の報告を継続：韓国～発生後)	対象：100羽以上の家きん飼養農場 頻度：毎月1回死亡状況を報告

(4) 高病原性鳥インフルエンザに関する相談状況

相談件数：10件 (12月16日現在)

内 容：愛玩鶏及び野鳥が死亡した場合の対応に関すること 等